

東京家庭裁判所委員会議事概要

平成16年9月30日（木）に開催された家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

- 1 日 時 平成16年9月30日（木）午後2時から4時10分まで
- 2 場 所 東京家庭裁判所大会議室（19階）
- 3 出席者

(1) 家事関係委員（五十音順）

東京家事調停協会長	遠 藤 敦 子
東京都女性相談センター所長	木 川 幸 子
東京都社会福祉協議会福祉部長	中 村 孝 一

(2) 少年関係委員（五十音順）

東京少年友の会理事長	大 石 忠 生
国立大学法人千葉大学大学院専門法務研究科教授	後 藤 弘 子
東京都知事本局青少年育成総合対策推進本部 青少年育成総合対策担当部長	白 石 弥生子
東京保護観察所観察第二課長	西瀬戸 伸 子
東京地方検察庁刑事部長	渡 辺 恵 一

(3) 学識経験者等委員（五十音順）

NHK放送文化研究所主任研究員	坂 井 律 子
元共同通信社編集局総務兼関東総局長	中 原 鐵 治

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士	堀 川 末 子
第一東京弁護士会所属 弁護士	伊 藤 正 義
第二東京弁護士会所属 弁護士	杉 井 静 子

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所長	中 込 秀 樹
東京家庭裁判所家事部所長代行	石 田 敏 明
東京家庭裁判所少年部所長代行	長 岡 哲 次

(6) その他

首席家庭裁判所調査官	鶴岡健一
家事首席書記官	碓井久雄
少年首席書記官	矢野孝則
事務局長	中山利典
総務課長	今村彰

(7) 説明者（裁判官）

東京家庭裁判所家事第四部総括判事	榮春彦
東京家庭裁判所八王子支部長	橋本和夫
東京家庭裁判所八王子支部家事部総括判事	今井理基夫
東京家庭裁判所八王子支部少年部判事	阿部浩巳

4 議事

○ 東京家庭裁判所長あいさつ

（中込所長）

本日は、まず、7月16日から施行された性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の運用状況について、次に、八王子支部の家事・少年事件の運用状況や庁舎移転問題についてそれぞれ御説明し、御意見を賜りたいと思います。そして、最後に、次回以降のテーマについて、御意見を伺う予定にしています。

なお、10月1日から少年の身柄事件について東京三弁護士会から全件付添を始めたいとの申出があり、東京家庭裁判所としても協力させていただきますが、これについては、ある程度の実績が積まれた段階でその運用状況を御報告させていただきたいと思います。

それでは、本日の家庭裁判所委員会を開催させていただきたいと思います。

○ 新委員（後藤委員、坂井委員及び西瀬戸委員）の自己紹介

○ 性同一性障害に関する事件の運用状況について

（榮裁判官）

ここ数年、性同一性障害者という言葉が耳にされるようになりました。女性

なのに心理的には男性である人や、逆に男性なのに心理的には女性であるという方で、肉体的な性と心理的な性意識との食い違いに悩んできただけでなく、日常生活の面でも、服装その他で奇異の目で見られたり、周囲の人の理解が得られないで、就職でも不利益を受けて、通常の世界生活を送りにくいなどと、困っている実情を言って、戸籍上の名前を変更したいとか、戸籍上の性別の記載を訂正してもらいたいと言って、家事審判を申し立てる人が増えていました。どのように困っているのか、少し詳しく事情を聞いてみると、「本人」かどうか疑われることが度々で、怖い思いをしたこともある。何よりもプライバシーが守られないことがある。他の患者さんが大勢いる病院の窓口で、人違いの疑いを解くために性同一性障害者であると説明しなければならなくなり、周囲の人から奇異の目で見られて不愉快な思いをする。パスポートの性別記載と合致しないので、海外旅行でも「本人」かどうか疑われて、別室に連れていかれたりし、慣れない英語で必死に説明し、ようやく疑いを解いてもらったことがある、などといいます。不利益を受けることが多々あるようで、まじめに本当に困っている様子がかがわれます。

これまで、男名前や女名前の変更については、新しい名前の使用実績があり、社会的にも承認できるような実態があれば、名前の変更を認める審判が出されてきました。名前だけでも、明らかな男名前や女名前から変更されることで、性意識ジェンダーとの矛盾がなくなることで、日常生活の不便はかなり緩和されます。

しかしながら、戸籍上の性別については、生まれたときに、男性か女性かが判断され、出生届が提出されることによって決まります。したがって、男性か女性かがはっきりしているのに、あとから成長してから心理的な性意識が食い違うようになったと言っても、法律上の性別は変更できませんでした。平成13年、平成14年ころ、そのような審判の申立てが東京家裁にも数多く出されましたが、従来の法律の下ではどうしようもないことなので、いずれも却下という結論になるしかありませんでした。戸籍上の男女の性別記載が変更できないので、戸籍や住民票の提出が必要な場合など、そのための日常生活での不快感までは解消できませんでした。

こういった状況が続く中で、今回、新しく法律が作られ、本当に困っている

性同一性障害者がいるということを社会的に認知し、一定の要件を満たすならば、戸籍上の性別の表示など、法律上の性別の取扱いが変更できることになりました。この新しい制度は、今年7月16日からスタートしました。必要な手続は、専門の医師2人の診断書があることとか、家庭裁判所の審判を受けることです。審判の主文で、「申立人の性別の取扱いを男から女に変更する」、あるいは、「申立人の性別の取扱いを女から男に変更する」と宣言されます。これにより、新しい性別で、その人について独立した戸籍が作られます。住民票やパスポートも性別の記載が変わりますので、社会生活上の不都合が相当程度緩和されることとなります。例外がないわけではありませんが、法律上の性別が変わりますので、変更後の性別に従って、改めて婚姻をしたり、養子縁組をして子供を育てることも可能になります。なお、従来 of 家族への影響については、法律上は影響は及ばないことになっています。例えば長男が審判を受けて「長女」に変わったからといっても、実の弟が「長男」に繰り上がるということはありません。実の妹の「長女」がいると、長女が二人になりますが、母親違いや父親違いの兄弟姉妹がいる場合も、それぞれ長男、長女が決まっていたので、そのような場合と同じになるだけです。また、審判で長女が「長男」に変わってから、同じ両親の下に妹が出生した場合でも、審判の影響は及ばないので、生まれた妹は「二女」となります。

日本全国の性同一性障害者の数について、潜在的な患者を入れると数千人になると予測する専門家もありました。実際に7月16日当日は一度に6名の方が申立てをしましたが、家庭裁判所としては、短期間に多数の方が審判の申立てをしても大丈夫なように準備を整えていたので、混乱はありませんでした。概数ですが、その日から先週の9月24日までの間、東京家裁本庁、支部を合わせて19名の方が申立てをしました。この19名のうち15名が本庁で、4名が支部に申し立てています。11名はF T M（女性から男性への性別変更）のケースで、8名はM T F（男性から女性への性別変更）のケースです。これまでに11名について、いずれも申立てのとおり認める審判がされ、残る8名は現在審理中です。男性から女性への変更（M T F）よりも、女性から男性への変更（F T M）の申立てが少し多くなっていますが、これは単なる偶然なのかもしれません。

今朝の朝日新聞には、ペンネーム「虎井まさえ」さんの記事がありました。7月16日に申立てをして、審判で認められた方ですが、「いつも説明しながら生きてきた。性別を変更して最初にしたいのは、男と書かれた健康保険証を持って気兼ねなく病院に行くことだ。女性との婚姻届もこれで出すことができる。どれも当たり前のこと、それが認められない当事者がまだ大勢いる。」と書かれていました。

さて、この特例法に基づく申立てがあった場合の手続ですが、まずは書類を丁寧に点検します。審理のポイントは、特例法が決めている一定の要件を満たしているかということです。①20歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること、⑥本人自らが心理的には他の性別であるとの持続的な確信があること、⑦厚生労働省が決めたとおりの、医師2人以上が書いた診断書があること、⑧本人自ら審判の請求をすることです。これらの要件が充たされなければ、性別の取扱いの変更の審判をすることはできませんから、同じように性同一性障害の確定診断を受けていても、実子がいる人や、現に婚姻中の人は、特例法の審判は受けられません。

この2か月間の状況をみての感想ですが、想像していたよりも申立てをされた方が少ないように思いました。それは、申立てをする前に、2人以上の医師による性同一性障害の確定診断が必要であること、性同一性障害の第1段階から第3段階までの治療が行われたこと、第1段階は精神療法、第2段階はホルモン療法の継続、第3段階は性別適合手術ですが、これらを経ている必要があるため、準備にも年月が必要なためではないかと思います。したがって、これから要件が整い次第、申立てが出てくると思われます。また、この新しい法律は、3年経過後に問題があれば、見直しが行われることとなりますので、申立ての状況などに興味深く注目していかないといけないと思います。

(委員長)

専門医は数が限られているのですか。担当する裁判官の数はどうですか。

(榮裁判官)

厚生労働省で診断書の様式を定めているので、ある程度専門的な知識を持つ

た医師でないといけません、診断書を書ける医師であればいいわけです。私は1人審判を出し、もう1人は審理中です。当庁では9人の裁判官が担当しており、現在3周り目に入っています。これまで却下の事例はないと思います。男性から女性への変更を認容した事例も出ています。

(少年関係委員)

戸籍の訂正の問題という形ではありますが、実際には婚姻法に直接に影響します。従来の定説では男性、女性の性別が婚姻の実質的要件に入っていましたが、それが戸籍訂正という形で変わっていくということに関して、外国の裁判例ではかなり違憲に関係する判例も出ているのではないかと思います。そういう問題の広がりを持っているのではないかという意味で、まだこれからどういう例が起こってくるのか、子どもの養育の問題を考えていくと、性転換したことによって子どもがどういう利益・不利益を受けるようなことになるのかという考え方をしていくと、まだ問題はそれほど簡単ではないのかなと思います。ただ今のように法律施行3年後に見直しという話もありますので、十分、慎重な資料集めが必要なのかなという感想を持ちました。

(弁護士委員)

審判の認容の要件として、いわゆる性転換手術の点ですが、この前さいたまの病院で性転換手術が認められています。日本ではこの手術そのものに対する抵抗はあるのではないかと思います、外国で手術をしてもかまわないのですか。

(榮裁判官)

御指摘のとおり問題は多々あります。この法律は参議院の議員立法でできました。平成9年にさいたま医科大学が治療方法として性別適合手術ができると公表しました。その後、日本精神神経学会で診断及び治療のガイドラインを公表しています。医師はそういう専門的な知見に基づいて、治療方法としての性別適合手術も実施できるということになりました。従来は性転換手術といわれましたが、外国で手術を受けた方が多いようです。古くは昭和39年ころ、ブルーボーイ事件といって、日本の医師が性転換手術を行い、優勢保護法違反として刑事事件になっています。この判決の中で、詳しく医療としての限界の判断基準が述べられていました。さいたま医科大学や日本精神神経学会のガイド

ラインと似通っています。適合手術は外国で行われることが多いですが、国内で性別適合手術が治療方法として実施されるのは、最初はさいたま医科大学や岡山医科大学でしたが、現在は大分臨床例が増えてきた状況であると聞いております。

(少年関係委員)

ただ今の御説明によると、かなり性同一性障害に対する御理解をされていると思いましたが、研修はどのように行っているのですか。また、性別適合手術まで要求しているということで、かなり時間がかかるとか、性別適合手術までいく方がかなり多いわけでもなく、そこまで踏み切れない方もいるので、多分今後爆発的に審判の申立てが増えるとは思われません。

(榮裁判官)

特別の研修を受けてはおりません。片っ端から文献を読んでいます。ただ、私たちは、医師に代わって診断をするわけではありません。審判をするに際して、作成した診断書をチェックすることによって判断しています。なお、診断書には厚生労働省が定めた事項が記載されることになっておりますから、通常は判断が可能です。

(委員長)

当庁では、かなり詳しいマニュアルを作っております。

(弁護士委員)

適合手術を受けたかどうかどのように証明するのでしょうか。

(榮裁判官)

それは、診断書に記載されることになっています。ただ、診断書の記載が簡略な場合には、医師に照会して図面を付けていただくなどして、直接見ることはありません。診断書次第ということです。

(家事関係委員)

家庭裁判所で最終的に審判を受けられる方はかなりハードルが高いと思いますが、実際の生活の中では、5000人から7000人の方がいると聞きました。将来は分かりませんが、今の状態で生活する方は多いようです。そういう意味では社会の受入れとか、特別な問題ではないんだということを働きかけていく必要があると思います。

(榮裁判官)

今回、東京家庭裁判所管内の審判の申立て19名について、同時に名前の変更を行った方は2人いました。多くは既に名前を変更しているようです。

(学識経験者等委員)

先ほどの御説明の中で、現に子どもがいないということですが、見直しの中でこれを将来的に考えるということはあるのですか。

最近、NHKで既に婚姻していて子どももいる方が取材に応じ、社会的に発言するようになりました。私も何年か前に取材をしましたが、その方たちは非常に悩んでいて、やっと何年かかかってここまできました。その次の段階で待っている方々がいるのではないかと思います。先ほど婚姻法にかかるという話もありましたが、今後はどのようなようになるのでしょうか。

(裁判所委員)

裁判所はできた法律を適用するのですが、意見を求められたときに、裁判所が把握した社会の実情はこうであるということを申し上げる機会はあるかもしれません。

今出た二つのことが、問題になっているということは裁判所も分かっております。多くの方は、今回の性別の変更の取扱いをすれば目的を達しますが、今回の法律では要件が欠ける方が将来の法改正を求めたり、なお戸籍訂正についての判断を裁判所に求めるということは予想されます。しかし、これまでの高等裁判所や最高裁判所の考え方からすると、戸籍訂正が認められる可能性はなお低いのではないかと思います。

(学識経験者等委員)

要件を具備せずに却下になった事例はありますか。

(榮裁判官)

今までのところ却下の事例はございません。

○ 八王子支部の家事・少年事件の運用状況について

(橋本支部長)

1 管内面積・人口

八王子支部の管轄区域は、東京都から23区及び島の部分を除いたいわゆる

三多摩地域全域であり、管内面積は東京都全体の面積の約2分の1、管内人口は平成16年1月1日現在約400万人で、東京都全体の人口の約3分の1、また、管内の14歳から19歳までの少年人口は同日現在約23万5,000人で、東京都全体の同人口の約40パーセントに当たります。

2 平成15年度の新受事件の概況

八王子支部の平成15年度の新受件数は、家事事件については、審判事件が東京家裁全体の約28パーセント、調停事件が約29パーセントで、人口比よりも若干小さい数字となっています。八王子支部の平成15年度の家事事件全体を全国の家裁本庁及び支部と比較しますと、東京、大阪、横浜の各家裁本庁に次いで、全国で第4位となっています。

一方、少年事件については、一般保護事件は東京家裁全体の約31パーセントで、少年人口比40パーセントよりも小さい数字になっていますが、道路交通法違反保護事件は東京家裁全体の約39パーセントで、少年人口比とほぼ等しい数字となっています。そして、八王子支部における平成15年度の少年事件全体を全国の家裁本庁及び支部と比較しますと、全国で第9位となっています。

平成16年4月から、人事訴訟事件及びこれに関連する損害賠償請求事件が家庭裁判所に移管されましたが、8月末現在で、関連事件を除き、新受件数は152件（1箇月平均約30件）となっています。これを過去の数値と比較すると、東京地裁八王子支部における平成11年度から平成15年度までの人事訴訟事件の月平均新受件数は約24件ですから、家裁移管後は人事訴訟事件の訴え提起がかなり増えてきている（約3割程度）こととなります。

3 部の構成、人員の配置、参与員及び家事調停委員

(1) 部の構成、人員の配置

平成16年8月末現在における裁判官及び一般職員の配置は、次のとおり合計103人です。

- ① 裁判官10人（内訳は家事部6人、少年部4人）
- ② 家裁調査官37人（内訳は家事部18人、少年部18人、次席家裁調査官1人）
- ③ 書記官29人（内訳は家事部22人、少年部7人）

④ 事務官等 25 人（内訳は家事部 5 人，少年部 6 人，庶務課 14 人）

⑤ その他 2 人（内訳は事務局次長 1 人，非常勤医師 1 人）

また，平成 16 年 9 月 1 日以降は，弁護士から任官した裁判官が家事部に 1 人加わって家事事件を担当しています。

支部長である私は，少年部の部総括を兼ねており，少年の合議事件があるときは合議体の裁判長となります。

(2) 参与員及び家事調停委員

平成 16 年 8 月末現在における当支部所属の参与員及び家事調停委員の人員は，次のとおりです。

① 参与員（家事調停委員との兼務を含む。） 82 人（うち専任 28 人）

② 家事調停委員 183 人

男性 91 人（うち弁護士会推薦者 20 人，一般 71 人）

女性 92 人（うち弁護士会推薦者 22 人，一般 70 人）

4 家事事件の動向

(1) 審判事件

新受件数は，毎年増加の一途をたどり，平成 15 年度は 1 万 4,389 件となり，過去最高の件数を更新し続けています。そして，本年度も，8 月末日までの新受事件の累計は，前年同期と比較して 6 パーセント増となっています。

既済件数は，新受件数の増加につれて年々増加しています。

また，未済件数は，新受件数の増加に既済件数が追いつかず，平成 12 年度以降増加傾向にあります。本年は，8 月末現在，既済件数が新受件数を上回り，黒字の状態にあります。

(2) 調停事件

新受件数は，平成 8 年度以降年々増加しており，過去最高の件数を更新し続けていました。しかし，本年度は，8 月末現在の新受件数の累計は，前年同期と比較し約 1 パーセント減となっております。今後は，年間 3,800 件前後で落ち着くのか，その動向が注目されるところです。

既済件数については，新受件数の増加につれて，ほぼ毎年増加している状況です。

また、未済件数は、やはり平成12年度以降既済件数が新受件数の増加に追いつかない状況です。

なお、当支部では「全件評議」といまして、調停の開かれる当日、調停主任裁判官が、難しい事件を3、4件選んで家事調停委員と事前評議を行い、また、それ以外の事件については、事後評議して、次回の調停の進行などを確認しています。

(3) 成年後見関係事件

成年後見制度については、本年3月24日のこの委員会において、本庁の後見センター裁判官から説明がされていますので、詳細はそちらに譲りますが、簡単にまとめますと、成年後見制度というのは、精神上的障害により判断能力が不十分であるために法律行為の意思決定が困難な人について、その判断能力を補う制度です。従前は、禁治産及び準禁治産の制度が設けられていましたが、種々の利用しにくい点がある旨の指摘を受け、民法の改正により、判断能力の低い順に、後見、保佐、補助という三つの種類の制度になり、また、これとは別に、任意後見契約に関する法律による任意後見の制度が新たに設けられ、平成12年4月から施行されたものです。

当支部の成年後見関係事件の新受件数は、平成15年度は前年度と比較して大幅に増加しましたが、平成15年10月から、家事部第2係に事件を集中させ、家裁調査官も専門の班を作るなどして効率化を図ったことが功を奏し、平成15年度の既済件数は、前年度と比較して約50パーセント増とすることができ、その結果、年々増加していた未済件数を、平成15年度末には、前年同期と比較して約25パーセント減の217件とすることができました。また、本年度は、8月末日までの新受件数の累計が、前年同期と比べ約8パーセント減となったこともあり、未済件数は156件にまで減らすことができました。

成年後見関係事件の新受事件の動向を見ますと、特徴的なことは、年々申立件数が増加していたのに、本年度に入ってこれが減少に転じていること、特に、増加の中心をなしていた後見開始申立事件が8月末現在で前年同期と比較して約15パーセント減と、顕著に減少していることです。

また、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任申立事件は、後見開始

申立事件と比べると、もともとそれほど件数が多いわけではありませんが、本年8月末現在で前年同期と比較して、かなり増えてきています。

成年後見関係事件の申立てから審判までの審理期間は、現在では、事件の集中処理体制などが功を奏し、おおむね7割くらいが2箇月以内で終わっております。

成年後見関係事件の鑑定費用は、現在、6割から7割くらいが1件10万円、その余が1件10万円未満で、5万円というのが多いようです。

(4) 子の氏変更許可申立事件の即日審判処理手続

即日審判処理手続とは、申立てがあったその日のうちに審判までできる手続です。

子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができます（民法791条1項）。

最近では、離婚が社会現象となるほど増えてきていますが、婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、離婚によって婚姻前の氏に復することになっています（民法767条1項、771条）。そこで、父母が離婚した場合に、子が、離婚によって復氏した父又は母の氏を称したいときは、家庭裁判所にこの変更許可の申立てをすることになります。これが子の氏変更許可申立事件のほとんどのケースです。

そして、子の氏変更許可申立事件は、審判事件の中で最も申立件数が多く、八王子支部の例でいえば、先ほど平成15年度の審判事件の新受件数は1万4,389件であると申し上げましたが、このうち子の氏変更許可申立事件の件数は4,961件で、全体の約35パーセントを占めています。最近約5年間の統計をみると、例年、本庁よりも占める割合がかなり多くなっており、どうも八王子支部管内の方が離婚率が高いのではないかと考えられます。

ところで、本年6月1日から、八王子支部においても、子の氏変更許可申立事件について即日審判処理手続を開始しましたが、9月1日からは、従前は午前だけであった即日審判事件の受付を午後も行うように改め、午後1時から午後2時30分までに受け付けた事件についても即日審判処理を実施するようにした結果、9月17日までの即日審判件数は87件で、即日審判割

合は32パーセントと大幅に上昇しました。今後も子の氏変更許可申立事件は、なるべく即日審判までいけるようにやっていきたいと思っています。

5 少年事件の動向

(1) 一般保護事件

業務上過失致死傷事件を含む一般保護事件の新受人員は、平成8年度以降ほぼ横ばいとなっていますが、平成15年度は前年度よりも約11パーセント増であり、平成15年度の観護措置の人員も前年度よりも約34パーセント増となっています。なお、観護措置というのは、家庭裁判所が調査、審判を行うために、少年の身柄を保全する措置であり、少年を少年鑑別所に送致して、少年の身柄を保全するとともに、行動の観察と心身の鑑別を行うことをも目的とするものです。

本年度は、8月末日までの新受人員は、前年同期と比べごくわずかに増加していますが、同日現在の観護措置の人員は前年同期と比べかなり減少しています。

既済人員も、平成8年度以降ほぼ横ばい状態にあります。本年度は、8月末日までの既済人員の累計は3,518人で、前年同期とほぼ同数です。

未済人員も、新受、既済人員と同様に、平成8年度以降ほぼ横ばいとなっております。本年度は、8月末日までの未済人員の累計は652人で、平成8年度以降最も少なくなっています。

(2) 道路交通法違反保護事件

新受人員は、平成9年度以降毎年減少していますが、観護措置の人員は、平成15年度は41人で、前年度と比べ約2倍となっております。

本年度は、8月末日までの新受人員の累計は、前年同期と比べ多少減少していますが、同日までの観護措置の人員は47人で、前年同期と比べ約6割増となっており、最近、道路交通法違反保護事件で観護措置がとられる割合がかなり増えてきています。

既済人員は、平成8年度以降おおむね新受人員を若干上回る形で推移してきています。

未済人員は、平成8年度以降おおむね減少傾向にあり、本年度は、8月末日までの未済人員の累計は159人で、平成8年度以降最も少なくなってい

ます。

(3) 改正少年法関係

平成16年度は、8月末現在で裁定合議事件4件、検察官関与の申出3件（関与決定3件）、被害者等からの記録閲覧謄写の申出15件（前年度からの未済2件を含む。）、被害者等の意見陳述の申出1件、被害者等に対する審判結果通知13件、観護措置決定等に対する異議申立て4件、4週間を超える観護措置決定の更新4件となっております。また、平成15年度は、裁定合議事件2件、検察官関与の申出1件（関与決定1件）、平成14年度は、裁定合議事件16件、検察官関与の申出11件（関与決定0件）となっております。

(4) 付添人の選任状況

付添人の選任状況については、平成8年度以降若干減少した年もありますが、おおむね毎年増加傾向にあります。平成15年度は、付添人総数251人で、前年度と比較して約24パーセント増となっております。平成16年度は8月末日までの付添人件数は121人となっております。

6 庁舎移転問題について

私が7月16日に八王子支部長として着任したころから、八王子支部の庁舎移転問題が急速に進展し始めました。

八王子支部が現在地に移転したのは昭和34年です。その後、何度も増築や改修を繰り返して現在の姿になっています。東京地方裁判所八王子支部の庁舎は4階建てで、簡易裁判所が含まれています。一方、東京家庭裁判所八王子支部の庁舎は8階建てで、変則的な構造になっていて、どこにどういう部屋があるのか非常に分かりにくい状況です。さらに、庁舎の老朽化がひどく、廊下はもとより書記官室などにも、天井等から雨漏りがすることもありました。また、近時、事件数の増加が続き、庁舎は狭あいであるとともに各部屋の位置関係も悪く、裁判事務に支障を来す状況が生じています。現在地には、もはや増築スペースもなく、裁判所としては、これらの状況を解消するため、平成10年ころから八王子市内への移転を検討してきました。八王子市の御尽力でいくつかの候補地が挙がりましたが、いずれも条件面で折り合わず、平成15年2月には、八王子市から裁判所に対し、同市内で最後の候補地について断念した旨伝

えられました。このように、裁判所は、決して「最初から立川ありき」ということではありませんでした。

以上のような事情に加え、平成16年5月に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が成立したことにより、当初計画より規模を拡大して、平成21年春までに新庁舎を立ち上げることが必要になったため、裁判所としては、多摩地域の全域から交通アクセスの良いまとまった国有地である立川基地跡地関連地区を最適地と判断し、同地区において、庁舎を建て替えることとしたいと考えました。そして、裁判所は、本年8月17日、立川市に対し、正式に移転表明をしたところです。

7 人事訴訟法の参与員となるべき者について

人事訴訟法の参与員とは、例えば、離婚訴訟の審理や和解に立ち会って意見を述べる徳望良識のある方のことですが、この人事訴訟法の参与員となるべき者については、家事調停委員から任命された者が20人（男女各10人）で、年齢はおおむね60歳代です。外部の機関や団体から推薦を受けて任命された方は13人（男性7人、女性6人）で、年齢はおおむね40歳代ないし50歳代です。なお、人事訴訟が家庭裁判所に移管された後、人事訴訟に参与員を付けた例はまだありませんが、今後付けることを検討しています。

（弁護士委員）

八王子支部では、子の氏変更許可申立事件が即日処理できるようになったり、成年後見の申立てをしても即日に調査が入るようになるなど、よくやっていると思います。

ところで、本日の委員会に臨むに当たって、東京三弁護士会の多摩支部の会員に対し、八王子支部についてどういう要望とか不満があるかというアンケートを実施しました。圧倒的に現在の庁舎に対する不満が多く、立川に庁舎が移転される際には、こういう点を考慮していただきたいという意味も含めて紹介したいと思います。

まず、申立人と相手方の待合室が狭いため、廊下で待合いになっています。調停委員は申立人と相手方が階を異なるようにしていただくなどの努力はされていても、相手方と顔を合わせることが多い状況です。また、エレベーターが1箇所しかないため、申立人と相手方とがエレベーターで出くわすということ

もあります。そこで、新庁舎では待合室のスペースを十分にとって申立人と相手方が鉢合わせしないように工夫していただきたいという意見がありました。

また、4階は現在調停室となっておりますが、元々は調停室ではなく、別の部屋を改修したものと思います。そのため、4階には待合室がありません。7階も同様で待合室がないので、何とかしてほしいという意見がありました。

少年事件については、記録の閲覧室がなく、3階の書記官室の隅をこれに当てていますが、電気がなく暗いため困っているという意見がありました。

調停の進行については、事件数が多くてなかなか調停の期日が入らないという不満があります。これは、事件数に対する調停室の数が不足していることだと思います。また、裁判官と調停委員とが評議を行うことは結構だと思いますが、実質的な調停が終わり、期日を入れるだけなのに評議で30分も待たされることについて非常に不満が多く、善処していただければと思います。

さらに、調停委員については、威圧的な方が多いとか、公平でないという意見が出ていますが、研修がきちんと行われているのかという疑問がありました。調停委員から聞いたところによると、会議室が狭く、研修をする場所がないということでしたので、せめて100人程度入る部屋を設置していただきたいと思います。

そのほか、家裁調査官の数が事件数と比較して少ないため、調停委員は調査をしてもらうのをためらってしまうほか、家裁調査官の現地調査も少ないのではないかという状況があるという意見がありました。

八王子支部において少年事件の全件付添が始まりますが、庁舎移転後、少年鑑別所は八王子に残るため、家裁調査官による調査が不便になるのではないかということから、例えば、横浜地裁本庁並みである地裁八王子支部について、横浜と同様に考え、地裁八王子支部だけを立川に移転し、家裁八王子支部は現在地に残すことはできないかという意見がありました。

これらの意見を踏まえ、私個人の要望ですが、本庁でやっていることはできるだけ支部でもやろうと努力していることは分かりますが、新庁舎では人的にも物的にも拡充し、本庁並みの仕事ができるような態勢にしていきたいと思います。また、庁舎移転問題については、例えばアンケート箱や意見箱のよ

うに利用者の意見が反映されるような機会を設けていただきたい。

また、地裁委員会や家裁委員会は本庁にしかありませんが、家庭裁判所委員会規則には委員会は家庭裁判所に一つ置くとは規定していませんので、立川に移転後は、支部レベルの委員会を作るよう工夫していただきたいと思います。

(委員長)

支部を2箇所に分けるといのは態勢が分散するほか、スクラップ・アンド・ビルドの基準からいっても、なかなか財政当局の理解を得られないと思います。簡裁は八王子に残せるのではないかと思います。家裁支部を残すのは困難かなと思います。立川に地家裁支部を移転する際には更に充実し、裁判員制度も考え、本庁並みに変えていきたいと思っております。

家裁委員会については、大きな規模の支部では、支部は支部でということも考えられないことはないとは思いますが、困難ではないかと思われま。

(弁護士委員)

東京家裁本庁が現在地に移転する際、委員会のようなものがあり、圧迫感がないように調停室には窓を設置するようとの要望を出したように記憶していますが、結果的には窓のない調停室がかなりあります。また、調停室の冷暖房は、一定の時期にならないと入らないので、例えば室温が高いのにクーラーが入らないため、調停室のドアを開けようとしても調停が始まるとドアを開けておくわけにもいきません。立川移転の際には、利用する側の意見を採り入れてきちんとした設計にしていきたい。

(委員長)

職員の事務室に窓がないと圧迫感があるため、窓がない調停室ができてしまうというのが実情のようです。

(裁判所委員)

空調のコントロールについては、その日の実情にできるだけ配慮しているつもりですが、十分対応できていない状態です。

調停委員の研修については、本庁と八王子支部を一括して本庁で行っています。ただ、2年くらい前、内閣府の調査の中で、家庭裁判所の利用者から、DVの話をして調停委員にはなかなか理解してもらえない、特に男性の調停委員からは非常識な発言があつて、家裁に来てがっかりしたという声があるとい

うことでした。そこで、2年くらい前から内部の研修では、現場でDVに接している方に講義をお願いしたり、裁判官が講義をするなどしています。

(弁護士委員)

調停委員の研修については、調停委員で構成している調停協会が行う研修のための場所がないと聞いております。本庁であれば弁護士会を利用したりできますが、八王子では弁護士会館も狭いので40人くらいしか入りません。

(少年関係委員)

家裁調査官は家事部と少年部は同数になっていますが、多くの場合少年担当の家裁調査官の方が少ないやに聞いています。また、先ほどの子の氏変更許可申立事件の事件数を考慮すると、家事担当の家裁調査官は少年担当の倍くらいではないかと思いますが、大体家事、少年同数というような割合になっているのですか。

(鶴岡首席家裁調査官)

現在、全国的には、家事・少年の比率はほぼ50パーセントとなっています。従来は少年担当の家裁調査官が多く、その後家事事件で家裁調査官が使われることが多くなったので、家事担当へシフトしてきました。八王子支部は全国的に見て平均ということが言えます。

(橋本支部長)

事件数だけでなく、少年事件の身柄事件の場合、限られた時間内で処理をしなければならないということが関係すると思います。

(阿部裁判官)

私は、八王子支部で少年事件を担当していますが、少年鑑別所に入る少年については、特段のことがない限り、4週間以内に審判の結論を出さなければいけません。しかし、家裁調査官は一つの事件だけを担当するのではなく、同時に数件の身柄事件と在宅事件を担当しているので、少年鑑別所へ調査に行くといってもなかなか時間がとれないということもありますので、少年担当の家裁調査官も相応の負担があると思います。

なお、東京三弁護士会の多摩支部では、平成17年4月から、本庁と同様に全件付添の準備をしていますが、裁判所側は観護措置の実情等を御説明し、弁護士会の制度設計に協力させていただいています。

(少年関係委員)

改正少年法関係について、そもそも検察官関与の申出が認められる事件はそれほど全国的に多くないと思いますが、八王子支部の平成14年度の検察官関与の申出11件に対して関与決定が0件であったことについて、何か理由があるのですか。

(少年関係委員)

八王子支部の詳細は分かりませんが、検察官関与の申出をするかどうかについては、一般的には非常に重大な事件で、かつ、少年が犯行を否認していて、相当複雑な審理が展開されるだろうと予測される場合に、検察官から申出をすると思われます。したがって、そういう考え方が年度によって異なるということはないと思います。少年事件の場合、共犯事件が結構多く、例えば10人の共犯で10人とも否認であり、しかも罪名が殺人とか傷害致死ということになると一挙に検察官関与の申出が増える年度が出てくるのではないかと思われます。

(阿部裁判官)

私は平成15年4月から八王子支部に勤務していますので、正確なことは分かりませんが、確か、平成14年の、東村山のホームレスの傷害致死事件と立川の傷害致死事件のことが関係していると思われます。検察官関与申出の11件について、おそらく検察官は、複数の少年が関与している事件であり、言い分の違いとか、事案の重大性もあってそのような申出をされたと思われます、裁判所としては検察官が関与されなくても審理等には問題がないと判断したからではないかと思われます。

なお、平成15年、16年はいずれも強姦事件の否認事件であり、平成16年は3人の共犯事件です。どういう場合に検察官関与を認めるかという点については、否認事件であり、裁判官のみで審判を進行せず、協力者として検察官が関与することが相当な場合ですが、強姦事件の場合には非常に微妙な被害者がいると、その被害者を証人尋問することになるので、付添人と裁判官だけよりも検察官が関与した方がバランスがいいと思います。いずれも裁定合議となりました。

(少年関係委員)

異議を認められた観護措置はありますか。

(阿部裁判官)

八王子支部では、ここ2年間で異議を認めたことはないと思われま。観護措置をとるかどうかについては十分絞り込んで判断していますし、一度観護措置をとっても、学校の関係や職場の関係などが分かってきて、どうしても観護措置を続けることが相当ではないという場合には直ちに観護措置を取り消すという措置をとっていますので、バランスがとれた結果かと思ひます。

(矢野少年首席書記官)

本庁では、異議を認めた観護措置が今まで2件はあったと記憶しています。

(家事関係委員)

今年の夏は非常に暑く、調停室の中も非常に暑かったのですが、先ほどの御説明では家裁では空調の設定を操作できないということですが、何とかならないでしょうか。

また、私は、先日人事訴訟事件の参与員として事件に関与しましたが、その時に裁判官がどういう点を認定していくのかという点について、裁判官とのやり取りの中で非常に参考になりました。参与員として関与したことによって、調停委員としていろいろ考えられるようになりますので、今後も人事訴訟事件の参与員に調停委員を入れていただきたいと思ひます。

(中山事務局長)

今年、例年にない暑い夏となり、いろいろと苦言をいただきました。空調は、法務省と同じ扱いであり、冷房の入る時期は早めましたし、家裁は法務省よりも来庁者が多く、設定温度を下げるようお願いしましたが、なかなか快適な室温にすることは難しい状況です。具体的には窓のある調停室の場合には、窓側にファンコイルがあるため温度調節により涼しくなるのですが、窓のない調停室についてはファンコイルがなく、天井からの冷気だけになり調整がきかないし、また、倉庫が多いフロアーについては、吹き出し口が少ないという構造になっていますので、窓のない調停室の空調は非常に難しいと思ひます。同じことは、冬に寒さが厳しくなる場合にまた問題になりますので、なるべくいい方向で考えたいと思ひます。

(少年関係委員)

外国人少年事件については何か特徴的なことはありますか。また、少年問題については、奉仕体験が有効だと言われていますが、八王子支部の実情はいかがですか。

(阿部裁判官)

外国人少年事件といっても、日本で生まれた少年もいるので、実際に通訳が必要な事件は少ないかもしれません。また、八王子支部の管内に横田基地があるため、何年かに一度、横田基地の軍人、軍属の子どもが送致されることがありますが、それ以外に特徴的なことはありません。

社会奉仕活動の関係では、八王子支部でもその重要性については十分認識しています。今は具体的にどういう形で実施するのか、どういう団体の協力が得られるのかなどを検討していますので、組織的に実施するところまではいっていません。ただ、調停委員を中心に少年友の会という組織がありますが、この少年友の会を通じてこれまでも特別養護老人ホームなどで体験的な奉仕活動は実施しています。また、非常に例外的ではありますが、万引きの事案で、少年の考え方が甘いので、奉仕活動をやらせた方がいいということで、八王子駅から裁判所までの道路のゴミ掃除をその少年の母と一緒にやってもらいました。少年は、これだけ町が汚れているということと、皆がそれだけ身勝手なことをするところなるということをもっと分かってくれました。

(橋本支部長)

地裁の成人の刑事事件は4割くらいが外国人が関与した事件であり、通訳が必要となり、地裁では苦勞しています。おそらく、そういったこともあって、外国人少年事件についても推移を見ているのではないかと思います。八王子支部管内では年間80件前後程度で推移しているので、今のところ急な手当をすることは無いと思われます。

(弁護士委員)

従来は外国人少年事件ということで統計をとってきたと思いますが、むしろ要通訳事件という分類で統計をとった方がいいのではないかと思います。

(鶴岡首席家裁調査官)

奉仕活動の点については、東京家裁を含む家庭裁判所では、再非行の防止に一層効果的な保護的措置の推進を展開しています。東京都の知事部局にNPO

等の非行防止グループを多く紹介していただき、裁判官や家裁調査官に情報を提供し、現在までのところ、日本を美しくする会とか落書き決死隊など、商店街やNPOの方々が様々なボランティアをしている所へお願いして少年を相当数行かせています。この試みについては、本庁の検討委員会に八王子支部の家裁調査官を委員として加えています。そのほかに社会奉仕活動ではありませんが、東京都から紹介していただいたコンビニエンス協会や書店組合の方を招き、被害の実態を少年に聞かせるという被害を考える教室に少年と保護者を参加させ、被害の実情を考えさせています。

(少年関係委員)

東京都ではNPO等のネットワークを作って、家庭裁判所や他の機関と連携して少年の立ち直りを考えていますが、八王子支部も一緒に連携していければと思います。

(少年関係委員)

内閣府では、DVの加害者更生の調査研究を行っており、東京都と千葉県が引き受けています。私はその委託の委員会に参加していますが、かなりの委員の懸念として、加害者が加害者更生プログラムに参加しているということを調停委員に説明して調停を有利に進めるといことがあってはいけないということで、東京都も協議会等で周知しているとは思いますが、加害者がそういう調査研究に参加しているからといって、あくまでも今後の加害者更生プログラムを実施していく上で何が問題になるかということを検討しているだけです。アメリカでは50何種のプログラムを実施しているところ、日本では17種で実施するという短縮バージョンでやっているのだから、参加することが更生している、暴力を振るわない証拠ではないということを知っていただきたい。

(裁判所委員)

当庁からも東京都の地域連絡協議会に家裁調査官が出席していますので、状況は分かっています。裁判所としても加害者更生プログラムに参加しているからといって暴力を振るわないということになるわけではないと十分承知していますが、機会あるごとに周知したいと思います。

○ 次回内容及び開催日

(弁護士委員)

調停制度と調停委員制度は非常に重要です。そこで、どのように調停委員が選任されているのか、選任後の調停委員に対する研修はどのように実施されているのか、事件は調停委員にどのように配てられているのか、具体的事件はどのように処理されているのか、更には調停委員に対するクレームはどのように対処しているのかなどについて、もう少し突っ込んだ形で議論していただきたいと思います。

また、家裁調査官制度については、実際の事件の中で家裁調査官がどのような役割を果たしているのか、具体的な役割を果たす中でどのような苦労や努力があるのかという実情について御紹介していただき、意見交換をしてはどうかと思います。

(委員長)

調停委員制度や家裁調査官制度は家裁にとって重要な問題です。制度問題でもあるので、東京家庭裁判所として独自でできることは少ないと思いますが、実情を御紹介して御意見を伺えればと思います。

また、本庁では少年事件の全件付添が10月から始まりますので、どのような運用になっているのかということをお紹介しようと思います。

それでは、次回は12月16日(木)午後2時に開催することといたします。